

空き家利活用及び除却に対する助成制度（令和4年度時）

市町名	支援制度名	制度の概要	支援の内容	担当窓口 所属名	連絡先	主に空き 家を対象 とした制 度	それ以外 の制度
広島市	住宅団地における住替え促進事業（広島市子育て世帯住替え促進リフォーム補助）	住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者又は空き家に入居する子育て世帯が行うリフォーム工事費用の1/2かつ50万円を限度に助成。	限度額：50万円 補助率：1/2	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292	○	
	住宅団地における住替え促進事業（広島市子育て世帯住替え促進家賃補助）	住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、子育て世帯が空き家を賃借する家賃の1/2かつ2万円/月を限度に助成。	限度額：2万円/月 補助率：1/2	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292	○	
	中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業 ※令和4年度開始予定	中山間地域の空き家について様々な相談から利活用までを一体的に行うプラットフォームがマッチングした空き家の活用希望者に、居住のために必要なリフォームや、空き家を地域の新たな魅力スポットとするためのリノベーションに対する支援を行う。	リフォーム費用 限度額：100万円 補助率：1/2  リノベーション費用 限度額：1,000万円 補助率：1/2	企画総務局 地域活性化 調整部 地域活性推 進課	082-504-2837	○	
	定住者ネットワークの形成	本市の中山間地域への円滑な定住を促進するため、定住者同士のほか地域住民も含めた参加者が意見交換や情報交換できる機会を提供することで、定住者と地域住民の相互理解を促進し、定住者が地域に溶け込みやすい環境を構築する。	-	企画総務局 地域活性化 調整部 地域活性推 進課	082-504-2837		○
	“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助（空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり）	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会等が空き家等を活用して地域住民の交流の場となる拠点を創出する際に、リフォーム費用、家財道具処分費用、備品購入費用を50万円を限度に助成。	限度額：50万円 補助率：10/10	企画総務局 地域活性化 調整部 コミュニテ イ再生課	082-504-2125	○	
	空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が空き家等を活動・交流の場として活用している場合に活動・交流拠点を認定し、次の支援を行う。 ①活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ②認定を受けた空き家の家屋・土地の翌年度の固定資産税及び都市計画税を減免（全額）		企画総務局 地域活性化 調整部 コミュニテ イ再生課	082-504-2125	○	
呉市	中国労働金庫融資（呉市提携融資制度）	呉市内に在住又は勤務する方で、リフォームや空き家の解体をする場合の融資制度。 申込み及び融資の決定は、中国労働金庫呉支店で行う。	最高：500万円 金利：2.29%（保証料込）	産業部 商工振興課	0823-25-3814		○
	呉市木造住宅耐震診断事業	2階建て以下の木造（在来工法）の戸建て、長屋、アパート、併用住宅で、昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震診断に係る一部の経費（自己負担金1万円）を除き市が負担する。	-	都市部 建築指導課	0823-25-3513		○
	呉市移住希望者住宅取得支援事業	UJターン等の促進と増加する中古住宅の流通促進のため、市外からの移住者が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：50万円（購入費の1/2） 加算：新婚・子育て世帯30万円、親世帯との近居10万円、島しょ部10万円	最大：100万円	都市部 住宅政策課	0823-25-3394	○	
	呉市新婚・子育て世帯定住支援事業	市内定住の促進と中古住宅の流通促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：30万円（購入費の1/2） 加算：親世帯との近居10万円	最大：40万円	都市部 住宅政策課	0823-25-3394	○	
	呉市空き家家財道具等処分支援事業	空き家の利活用の促進を図るため、市内の空き家内の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する場合に、運搬費・処分費を補助。 補助率：1/2	最大：10万円	都市部 住宅政策課	0823-25-3394	○	
	呉市危険建物除却促進事業	呉市に存する空き家で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、併用住宅のうち、「住宅の不良度判定基準」と「周辺への危険度判定」の基準の両方を満たし、危険建物と認定された建物の除却工事に係る費用の一部を助成	限度額：30万円 補助率：30%	都市部 建築指導課	0823-25-3515	○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金）制度	母子、父子、寡婦の居住かつ所有する住宅の改築又は購入する場合、資金の貸付けを行う。	限度額：150万円 金利：無利子	福祉保健部 子育て支援課	0823-25-3297		○

竹原市	竹原市空き家移住・定住改修支援事業	市内にある空き家を移住・定住者が購入し、居住のために行う改修工事に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	限度額:100万円 補助率:1/2	都市整備課	0846-22-7749	○	
	竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業	市内にある特定空家等及び不良空き家（不良度評点が基準以上かつ周辺への影響が大きい空き家）の解体工事に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	限度額：30万円 補助率：1/3	都市整備課	0846-22-7749	○	
	竹原市空き家家財道具等処分支援事業	市内にある空き家内の家財道具等を処分し、竹原市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する所有者等に家財道具の処分に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	限度額：10万円 補助率：1/2	都市整備課	0846-22-7749	○	
	竹原市木造住宅耐震診断事業	耐震診断に係る費用の一部を助成することにより、建築物の安全性の確認を行う。	限度額：6万円 補助率：2/3	都市整備課	0846-22-7749		○
	竹原市住宅耐震化促進支援事業	木造住宅の耐震化（耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却）に係る費用の一部を助成することにより、建築物の安全性を確立する。	耐震改修：限度額 100万円（居住誘導区域内）、60万円（居住誘導区域外）、補助率 4/5 現地建替え：限度額 100万円、補助率 4/5 非現地建替え：限度額 80万円、補助率 23% 除却：限度額 30万円、補助率 23%	都市整備課	0846-22-7749		○
三原市	三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付制度	市内の老朽危険空き家（判定票において、評点の合計が150以上であるもの）の除却を行う所有者等に対して、予算の範囲内で、除却にかかる経費の一部を補助する。	限度額：50万円 補助率：4/5	都市部 建築課	0848-67-6187	○	
	三原市空き家改修等支援事業補助金交付制度	三原市空き家バンク登録物件の所有者に対して家財整理費の一部を、登録物件を利用した市外からの移住者に対して改修費の一部を、予算の範囲内で補助する。	限度額： 改修費 30万円 家財整理費 20万円（中山間地域）5万円（中山間地域以外） 補助率： 改修費 1/2 家財整理費 2/3（中山間地域）1/2（中山間地域以外）	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011	○	
	三原市空き家活用モデル支援事業	市内の空き家を地域の有効な資源として捉え、空き家を活用した地域活性化の促進を目的に、空き家の新しい活用方法の提案を公募し、優れた提案に対し、事業に要する工事費等の一部を補助する。	限度額:300万円 補助率:2/3	都市部 建築課	0848-67-6187	○	
	三原市学生市内居住促進補助金交付制度	三原市学生向けシェアハウス設置補助金の交付を受けて設置・運営されているシェアハウスに市外から転入して入居する学生に対し、地域活動への参加を条件に、予算の範囲内で家賃の一部を補助する。	限度額:0.5万円/月 補助率:1/2	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011		○
	三原市若年及び子育て移住世帯家賃補助金交付制度	市内の賃貸住宅に市外から入居する若年層(40歳以下の夫婦及び子育て)世帯に対し、予算の範囲内で、家賃の一部を補助する(空き家バンクの賃貸物件に入居する世帯も対象)。	限度額： 若年世帯 1.5万円/月(最長18ヶ月) 子育て世帯 3万円/月(最長36ヶ月) 補助率:1/2	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011		○
	三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付制度	市内において新たに住宅を取得する若年層(40歳未満の夫婦及び子育て)世帯に対し、予算の範囲内で、住宅取得に係る経費の一部を補助する(空き家バンクの物件を取得する世帯も対象)。	限度額:100万円 補助率:1/10	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011		○
	三原市木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(空き家を含む)に対し、耐震診断を市が実施する。受付期間(毎年5月~8月末)にHPに掲載	限度額:申込者自己負担金1万円	都市部 建築指導課	0848-67-6122		○
	三原市木造住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(空き家を含む)に対し、耐震改修に係る費用の一部を補助する。また、建替工事(居住誘導区域内に限る)、除却工事(新耐震基準の建築物に移り住む場合で空き家を除く)に係る費用の一部を補助する。ただし、国庫補助対象となる住宅に限る。受付期間(毎年5月~8月末)にHPに掲載	限度額： 全体改修 100万円 一部改修 40万円 耐震シェルター設置 20万円 建替工事 100万円 除却工事 50万円 補助率:1/2	都市部 建築指導課	0848-67-6122		○

	三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、汲み取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 三原市大和町の区域、下水道事業計画区域、大型浄化槽設置団地は適用しない	限度額：33.2～54.8万円	生活環境部 生活環境課	0848-67-6168		○
	三原市脱炭素社会推進事業補助金交付制度	市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待される家庭用燃料電池システム及び家庭用蓄電池システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	限度額：家庭用蓄電池システム5万円 家庭用宅配ボックス2万円 家庭用エネルギー管理システム2万円	生活環境部 生活環境課	0848-67-6194		○
尾道市	老朽危険建物除却促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付。（老朽危険建物に認定されたものに限る）	限度額：60万円 補助率：2/3	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223		○
	空き家再生促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付。	限度額：30万円 補助率：2/3	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223		○
	空家等改修支援事業	尾道市が設置する空き家バンクに登録している空家等の改修にかかる経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付する。	限度額：30万円 補助率：2/3	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347		○
	特定空家等及び不良空き家除却支援事業	特定空家等又は不良空き家の認定を受けた老朽化し危険な空家等の除却にかかる経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付する。	限度額：60万円 補助率：2/3	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347		○
	空き家家財道具等処分支援事業	尾道市が設置する空き家バンクに登録された空き家の家財道具等の処分や清掃等に要する費用の2分の1（最大10万円）の補助金を交付する。	限度額：10万円 補助率：1/2	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347		○
	子育て世帯等住宅取得支援事業	市内に居住又は移住希望者のうち、中学生以下の子が属する子育て世帯又は満40歳未満の新婚世帯に対し、中古住宅の購入にかかる費用の一部、または購入（相続・贈与を含む。）により取得した中古住宅の改修にかかる費用の一部を助成する。 ただし、尾道市に5年以上定住すること。	限度額： 子育て・新婚（市内）30万円 子育て・新婚（移住）50万円 同居近居の場合加算10万円 補助率：1/2	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347		○
	木造住宅耐震診断費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震診断に係る費用の一部を助成する。	限度額：2万円 補助率：2/3	建設部 建築課	0848-38-9245		○
	木造住宅耐震改修費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事に係る費用の一部を助成する。	限度額：30万円 補助率：23%	建設部 建築課	0848-38-9245		○
	木造住宅耐震シェルター等設置費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震シェルター等設置工事に係る費用の一部を助成する。	限度額：12.5万円 補助率：1/2	建設部 建築課	0848-38-9245		○
福山市	空家等除却支援事業	福山市内に所在する空家等のうち危険家屋であるものの所有者で、危険家屋を除去し、その跡地を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に危険家屋の除却経費の1/3以内かつ30万円以内を補助する。	限度額：30万円 補助率：1/3	建築部 住宅課	084-928-1102		○
	空家等地域活用支援事業	福山市内に所在する空家等の所有者で、その空家等を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に、通算5回まで当該年度の固定資産税及び、都市計画税の合計額を12で除し、貸出月数を乗じて得た額を補助する。		建築部 住宅課	084-928-1102		○
	福山市移住者等住宅改修費補助事業	福山市外から転入し又は、本市に転入後3年以内であり、中古住宅を購入し改修工事を行う移住又は定住希望者向けの事業で、改修費用の一部を補助する。	限度額：30万円（新婚・子育て世帯上限額50万円） 親世帯と同居近居の場合上限額10万円加算 補助率：1/2	建築部 住宅課	084-928-1102		○
	福山市空家等地域活性化推進事業補助	地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため、空家等を改修等して活用する地域を支援する。 ※学区（町）まちづくり推進委員会からの申請のみ	限度額：45万円 補助率：3/4	建築部 住宅課	084-928-1102		○
	福山市木造住宅耐震診断費補助制度	1981(S56)年5月31日以前に着工された、2階建以下の戸建木造住宅に対して、耐震診断に要する費用の一部を補助する。	限度額：2万円 補助率：2/3	建築部 建築指導課	084-928-1103		○

	福山市木造住宅耐震化促進補助事業	1981(56)年5月31日以前に着工された、現に居住する2階建以下の戸建木造住宅に対して、耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却工事に要する費用の一部を補助する。	耐震改修： 限度額100万円 (80万円) 補助率：80% (1/3) ※( )内は居住誘導区域外の場合 現地建替え： 限度額100万円 補助率：80% 非現地建替え、 除却： 限度額80万円 補助率：23%	建設部 建築指導課	084-928-1103		○
府中市	府中市空き家再生・活用補助金	空き家を活用して府中市に移住・定住される人を応援するため、空き家バンクに登録された空き家の改修費用や起業のための準備費用の一部を補助する(上限60万円)。	限度額：60万円 補助率：1/2	総務部 地域振興課	0847-43-7118		○
	府中市お試し住宅整備補助金	府中市への移住を検討している人が利用するお試し住宅を整備するための費用の一部を補助する(上限100万円)。	限度額：100万円	総務部 地域振興課	0847-43-7118		○
	府中市老朽危険空き家解体促進事業補助金	老朽化により危険な状態にある空き家を自主的に解体される方に、その解体費用の1/3を補助する(上限30万円)。	限度額：30万円 補助率：1/3	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市木造住宅耐震診断費補助制度(耐震診断)	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅)の耐震診断に要する費用の2/3を補助する(上限4万円)。	限度額：4万円 補助率：2/3	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市木造住宅耐震化促進支援事業(耐震改修工事補助金)	S56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し耐震改修工事に要する費用を区域要件に応じて、補助する。 ・居住誘導区域：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり100万円を限度。 ・居住誘導区域外かつ市街化区域：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり70万円を限度。 ・居住誘導区域外かつ市街化区域外：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり50万円を限度。	要件に応じて、 限度額：100万円/70万円/50万円 補助率：4/5	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市木造住宅耐震化促進支援事業(現地建替え工事補助金)	S56年5月31日以前に着工された居住誘導区域にある木造住宅に対し、建替え工事に係る費用の4/5を補助(限度額：100万円)	限度額：100万円 補助率：4/5	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市木造住宅耐震化促進支援事業(非現地建替え工事補助金)	S56年5月31日以前に着工された新築する住宅が居住誘導区域にある木造住宅に対し、除却工事に係る費用の23%を補助(限度額：83.8万円)	限度額：83.8 補助率：23%	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市木造住宅耐震化促進支援事業(除却工事補助金)	S56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、除却工事に係る費用の23%を補助(限度額：83.8万円)※区域要件なし	限度額：83.8 補助率：23%	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金	土砂災害特別警戒区域内にある建築物について、土砂災害に対する改修工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する。	限度額：75.9 補助率：23%	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
	府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地付近の対象区域内にある建築物について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利子の一部を補助する。	限度額： 除却費97.4 建設費731.8	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○
府中市ブロック塀安全確保事業補助金	安全で安心なまちづくりを促進するため、ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路の確保を目的に危険な状態にある道路沿いのブロック塀等を除却及び建替えされる方に、その費用の一部を補助する。	次の①または②のどちらか低い額の3分の2で、除却のみは15万円、建て替えは30万円を限度。 ①危険ブロック塀の延長(m)×8万円 ②除却費+建替費の総事業費	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○	
府中市空き家リバイバルプロジェクト事業補助金	空き家を活用した地域の活性化を図るため、優れた活用方法を提案した者に対し、改修工事費等の費用の一部を補助する。(上限250万円)	限度額：250万円 補助率：2/3	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156		○	
三次市	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震診断)	昭和56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の2/3を助成	限度額：6万円 補助率：2/3	建設部 都市建築課	0824-62-6385		○
	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震改修)	昭和56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の1/3を助成	限度額：40万円 補助率：1/3	建設部 都市建築課	0824-62-6385		○
	三次市提携融資制度	三次市内の勤労者を対象とした住宅建設関連の融資制度	限度額：500万円 金利：2.29%(保証料込)	産業振興部 商工観光課	0824-62-6171		○
	三次市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	限度額：50万円 補助率：1/3	建設部 都市建築課	0824-62-6385		○

	三次市小型浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道や農業集落排水の事業認可を受けていない区域の専用住宅において、単独浄化槽や汲み取り便所を使用されている方が小型浄化槽を設置する場合、その経費の一部を補助する。	限度額：46.9～86.4万円（一部の地域を除く）	水道局 下水道課	0824-62-6151		○
	三次市排水設備改造資金融資あっせん利子補給	汲み取り便所・単独浄化槽から下水道に接続（または小型浄化槽への切り替え）をする際の改造資金について、市内金融機関へ融資をあっせんし、その利子を市が全額負担する。	期間：5年以内 限度額：100万円	水道局 下水道課	0824-62-6151		○
	空き家バンク改修補助金	三次市空き家情報バンク制度をとおして物件を購入し、定住の為に改修する場合、改修費用の一部を補助する。	基本：50万円 補助率：1/2 （上限50万円までの加算あり）	地域振興部 定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129		○
	Uターン者実家等改修補助金	Uターン者が定住の目的をもって、市内の実家等の改修を行う場合改修費用の一部を補助する。	基本：50万円 補助率：1/2 （上限50万円までの加算あり）	地域振興部 定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129	○	○
	移住者住宅取得奨励金	移住者が住宅を取得する場合、奨励金を交付する。	奨励額15万円	地域振興部 定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129	○	
	定住促進にかかる宅地購入・新築奨励金	移住者が市内に住宅を新築した場合、住宅に関する固定資産税相当額を令和5年度まで奨励金として交付。	限度額：∞ 補助率：10/10	地域振興部 定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129		○
庄原市	庄原市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	限度額：30万円 補助率：1/3	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151		○
	庄原市定住促進奨励金	庄原市への定住促進を図るため、住まいを整備した転入定住者（転入日前1年間に於いて本市に住居登録の実績がない方で、10年以上の定住の意思をもって本市に転入した方）に対し、奨励金を交付する。ただし、転入した日から4年以内に交付申請を行う等、各種要件有。 子育て加算・転入者加算（転入者の人数に応じて加算）有	新築住宅取得：80万円 中古住宅取得：40万円 住宅改修：40万円 *中古住宅取得と住宅改修の併用可	企画振興部 自治定住課	0824-73-1257		○
	庄原市空き家家財道具等処分支援補助金	空き家バンクへの登録を目的に、所有者等が空き家内の家財道具等を処分する費用に対し補助金を交付する。 家財道具等を処分する者は庄原市内に事務所もしくは事業所を有する法人又は市内に事業所を置く個人事業主に限る。	限度額：10万円 補助率：10/10	企画振興部 自治定住課	0824-73-1257		○
	庄原市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	限度額：30万円 補助率：1/3	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151		○
大竹市	大竹市特定空家等除却補助事業	市民の生命・財産を守り、安全で安心な住環境の向上を図るため、市内の特定空家等に認定されている建物の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助するもの。	限度額：30万円 補助率：4/5	建設部 都市計画課	0827-59-2168		○
東広島市	東広島市空家対策事業費補助金	市内空家等の増加を抑制し、管理不全の空家等の減少を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。 ①老朽危険空家等解体除却事業 対象者：空家等所有者、法定相続人、所有者の同意を得た者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる廃棄物処分手数料 ②空家等解体・跡地活用事業 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる廃棄物処分手数料、損失補償費 ③空家登記支援事業 対象者：空家等所有者、空家等購入予定者 対象場所：市内一円 対象経費：専門家への委託料、登録免許税、申請に必要な事務経費等	① 限度額：50万円 補助率：1/3 ② 限度額：50万円 補助率：1/3 ③ 限度額：10万円 補助率：1/3	都市部 住宅課	082-420-0946		○

	東広島市空家対策事業費補助金	<p>空き家の利活用と移住・定住を一体的に促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>④空き家リフォーム支援 対象者：空き家購入者、賃貸者 対象場所：市内一円 対象経費：内外装、設備、屋根、水回り、一部改築、DIY</p> <p>⑤空き家家財撤去支援 対象者：空き家所有者、購入者、賃貸者 対象場所：市内一円 対象経費：自ら処分する場合の運搬料、一般廃棄物収集運搬業者委託費用</p> <p>⑥空き家再生・活用支援 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：移転、増築、改築、取得に要する費用</p>	<p>④ 限度額：50万円 補助率：1/3</p> <p>⑤ 100平方メートル以下 限度額：10万円 100平方メートルを超え 限度額：15万円</p> <p>⑥ 限度額：300万円 補助率：2/3</p>	都市部住宅課	082-420-0946	○	
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金	<p>市街化区域外に位置する空き家バンク登録物件等や地域支援員等のマッチングにより居住が決まった空き家物件に対し、所有権移転等権利関係の整理に必要な費用や家財整理、改修に掛かった費用について、一部を補助する。</p> <p>①手続き等 ②家財整理費 ③改修費 ④自己改修材料費</p>	<p>①補助率：1/2 限度額：20万円</p> <p>②補助率：1/2 限度額：20万円</p> <p>③補助率：1/2 限度額：40万円 (子育て世帯60万円)</p> <p>④補助率：1/2 限度額：10万円</p>	建設部住宅政策課	0829-30-9187	○	
	廿日市市老朽危険空き家除却費支援事業補助金	<p>特定空家等の判定を受けたものであって、周囲の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもののうち、広島圏都市計画区域の市街化区域以外の区域にあるもの又は同計画区域内の市街化区域にあり、跡地の活用が困難な立地状況にあるものに対し、補助対象経費（除却に要する費用に10分の8を乗じて得た額又は当該年度の国土交通省住宅局所管事業に係る除却工事費に老朽危険空き家の延べ面積を乗じた額のいずれか少ない額と家財等処分に関する額の合計額）の3分の1の額（上限額30万円）を補助する。</p>	<p>限度額：30万円 補助率：1/3</p>	建設部住宅政策課	0829-30-9187	○	
	廿日市市佐伯地域吉和地域定住促進補助金	<p>廿日市市外から転入する子育て世帯が佐伯地域又は吉和地域に定住を目的に住宅を新築、新築住宅を購入、又は中古住宅を購入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>限度額： [佐伯]新築住宅100万円・中古住宅60万円、[吉和]新築住宅150万円・中古住宅90万円（6歳～18歳未満の子供1人につき20万円加算、6歳以下の子1人につき30万円加算） 補助率：1/2</p>	建設部住宅政策課	0829-30-9187		○
安芸高田市	安芸高田市空き家情報バンク登録奨励金	<p>空き家所有者が空き家の売却又は賃貸借を行うため不動産業者をお問い合わせ先とし、空き家情報バンクに登録した場合に、市の要綱に基づき奨励金を交付する。</p>	<p>1物件あたり 1回限度5万円</p>	建設部管理課	0826-47-1201	○	
	安芸高田市空き家情報バンクサポート奨励金	<p>空き家情報バンクに登録された空き家が成約となった場合、サポートをした不動産業者に、市の要綱に基づき奨励金を交付する。</p>	<p>1物件あたり 1回限度（売買）10万円（賃貸借）5万円</p>	建設部管理課	0826-47-1201	○	
	安芸高田市空き家改修補助金	<p>空き家情報バンクに登録されている空き家が成約となった後、空き家の所有者又は空き家利用希望者が空き家を改修する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。 定住を目的に自己又は3親等内の親族の所有する空き家を改修する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。</p>	<p>限度額：80万円 補助率：1/2</p>	建設部管理課	0826-47-1201	○	
	安芸高田市社宅改修事業補助金	<p>空き家情報バンクに登録されている空き家が成約となった後、転入者向けの社宅として利用するために空き家を改修する会社に、市の要綱に基づき補助金を交付する。</p>	<p>補助額：50万円</p>	建設部管理課	0826-47-1201	○	
	安芸高田市多世代同居支援事業補助金	<p>転入者親族と同居することを目的に、住宅を改修する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。</p>	<p>補助額： （若者）80万円 （一般）50万円</p>	建設部管理課	0826-47-1201		○
	安芸高田市空き家解体事業補助金	<p>老朽化した空き家で住宅不良度判定評点100以上かつ、周辺へ悪影響のある木造建築物の解体撤去等に係る事業について、市の要綱に基づき補助金を交付する。</p>	<p>限度額：30万円 補助率：1/3</p>	建設部管理課	0826-47-1201	○	
	安芸高田市耐震診断・耐震改修補助金	<p>市内に存する木造住宅について、住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部について、市の要綱に基づき補助金を交付する。</p>	<p>（診断） 限度額：30万円 補助率：2/3 （改修） 限度額：40万円 補助率：1/3</p>	建設部管理課	0826-47-1201		○

	安芸高田市若者世帯住宅新築等補助金	自己又は配偶者（パートナー含む。）が40歳未満又は18歳未満の子を有する者が市内業者の施工による新築又は市内不動産業者から新規購入する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。	補助額：25万円	建設部 管理課	0826-47-1201		○
江田島市	江田島市定住促進事業補助金	定住を目的に江田島市へ転入された方で、自らが居住する家を新築された方に、費用の一部を助成。	限度額：30万円 補助率：3/10	企画振興課	0823-43-1630		○
	江田島市木造住宅耐震診断事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断を市が委託により実施する。		都市整備課	0823-43-1647		○
	江田島市障害者住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度身体障害児・者が段差解消など住環境の改善を行う場合に改修工費を給付する。	限度額：20万円 補助率：9/10	社会福祉課	0823-43-1638		○
	江田島市危険家屋除却事業費補助事業	市内に存する危険家屋の倒壊や瓦・外壁などの落下による市民への危険を防止するため、解体費用の一部を補助する。	限度額：50万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647	○	
	江田島市木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅の耐震補強工事費用に対し、一部を補助する。	限度額：60万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647		○
	住宅用太陽光発電システム等普及促進事業	太陽光発電システムの設置又は太陽光システム付き住宅を購入をした者に対し、設備購入設置費用を助成する。	限度額：7万円 限度額：定額	地域支援課	0823-43-1637		○
	空き家相続登記等補助	空き家の適切な登記を促進するため、相続登記及び未登記空き家の登記費用の一部を補助	限度額：5万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647	○	
	家財道具等処分補助	空き家の利活用の促進を図るため、市内の一般廃棄物処理業者で空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助	限度額：5万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647	○	
	空き家購入補助	空き家への居住又は活用を促進するため、市内の空き家購入に要する経費の一部を補助	限度額：30万円 補助率：3/10	都市整備課	0823-43-1647	○	
	DIY用具・材料購入補助	市内在住者のDIYによる空き家活用を促進するため、空き家を購入又は借り受けてDIYで修繕際に用いる工具や材料の購入費用の一部を補助	限度額：5万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647	○	
	空き家修繕補助	市内への移住・定住を促進するため、市内の空き家に居住予定の者、又は新たに空き家バンクへ登録する者が、空き家を修繕する際に要する費用の一部を補助	限度額：30万円 補助率：3/10	都市整備課	0823-43-1647	○	
	空き家除却支援補助	老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した空家の解体費用の一部を補助	限度額：10万円 補助率：1/10	都市整備課	0823-43-1647	○	
	除却跡地適正管理補助	空き家除却及び跡地利用を促進するため、除却跡地にオーブ等の苗木を植え適正に管理する費用の一部を補助	限度額：3万円 補助率：定額	都市整備課	0823-43-1647	○	
	除却跡地適正管理補助	空き家除却及び跡地利用を促進するため、除却跡地をアスファルト等で舗装し適正に管理する費用の一部を補助	限度額：10万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647	○	
木造住宅耐震設計補助事業	戸建木造住宅の耐震補強設計費用に対し、一部を補助する。	限度額：10万円 補助率：1/2	都市整備課	0823-43-1647		○	
府中町	子育てあんしん住宅リフォーム支援事業	中学3年生までの子どもまたは妊婦がいる世帯が、持家の住宅や購入した中古住宅のリフォームを行う場合に、工事費用の一部を補助する。	限度額：30万円 補助率：23/100	建設部建築課	082-286-3174		○
坂町	坂町空き家改修等支援事業	「空き家の所有者」又は「町外からの転入者」が行う空き家改修や解体、家財道具等の処分に必要な費用の一部を補助。5年以上空き家バンクに登録または対象の空き家に居住する方が対象。また、取引が成約することが交付要件。町外転入者が申請する場合の限度額は、中学生以下1人につき、10万円加算（最大2人まで）。	限度額：30万円 補助率：1/2	総務部企画財政課	082-820-1520	○	
安芸太田町	移住定住応援制度	町外から移住し、5年以上居住することを条件に住居の購入費用や改修費の1/3（上限75万円）を助成。対象者は転入者、空き家所有者を問わず、改修費負担者に対して助成。ただし、2地域居住住宅は対象外。町内事業者を利用した場合（100万円以上）は10万円を加算。	【空き家改修】 限度額：75万円 補助率：1/3 町内業者利用10万円加算（事業費100万円以上）	企画課	0826-28-2112	○	
	空き家バンク家財等処分補助金	空き家バンクに登録することを条件に、残存する家財の処分費の2/3助成（上限20万円）	限度額：20万円 補助率：2/3	企画課	0826-28-2112	○	
	子育て世帯定住応援補助金交付事業	補助金申請日において、夫婦いずれかが満40歳以下または満12歳以下の子ども（出産予定を含む）がいる世帯に対して10年以上定住することを条件に住居購入等費用の一部を助成。 ①新築、建売購入（500万円以上） ②中古住宅の購入（150万円以上） ③自己所有住宅の改修（100万円以上）  ※①の場合、満12歳以下の子ども1名につき20万円の転入奨励金を加算。 ※①、③の新築、改修の際、町内業者を利用した場合10万円を加算。	①100万円 ②50万円 ③限度額：75万円 補助率：1/3	企画課	0826-28-2112		●
	危険建物除却促進事業	空き家の解体を支援するため、解体撤去費用に対して最高50万円を補助する。	限度額：50万円 補助率：1/3	建設課	0826-28-1962	○	

	木造住宅耐震診断事業	一部の経費を除き町が負担する。 要件：併用住宅は住居部分が過半のものに限る。	限度額：3万円 補助率：1/3	建設課	0826-28-1962		○
	住宅改修助成金交付事業	自己の所有する住宅を改修する際の工事費の一部を助成する。 工事は町内の事業者に限る。	限度額：10万円 補助率：1/10	建設課	0826-28-1962		○
北広島町	北広島町空き家再生等推進事業補助金	北広島町内の、周辺に著しく危険な状態となっている特定空家を対象として、解体に要する費用の10分の8を補助する。また、空き家住宅等を地域で活用するために改修する費用の3分の2を補助する。	限度額：∞ 補助率：4/5	建設課 都市管理係	050-5812-1860	○	
	空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金	空き家情報バンク登録することを目的に家財処分を行う場合、処分費の2分の1を補助する	限度額：10万円 補助率：1/2	まちづくり推進課 定住推進係	050-5812-1856	○	
	空き家情報バンク登録物件増改築補助金	空き家情報バンク登録することを目的に家屋の増築を行う場合、費用の30%を地域通貨ユート（登録の建築事業者でも利用可能）で補助する。	限度額：30万円 補助率：30%	まちづくり推進課 定住推進係	050-5812-1856	○	
大崎上島町	大崎上島町危険建物除却促進事業	町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路への危険防止のために、除却費用を助成する制度。当町が危険建物と認定した建物の除却費用に対し、最大30万円の補助を行う。	限度額：30万円 補助率：3/10	建設課	0846-65-3124	○	
	大崎上島町空き家活用助成金交付事業	入居予定が確定している町内に存する空き家を改修しようとする所有者及び入居予定者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。	限度額：100万円 補助率：1/2	建設課	0846-65-3124	○	
	大崎上島町空き家活用奨励金交付事業	「大崎上島町空き家活用助成金交付事業」により空き家を改修した所有者に対し、奨励金として10万円を支給する。	限度額：10万円	建設課	0846-65-3124	○	
	移住者等住宅支援事業	移住者または世帯員全員が満45歳未満の町内在住者が空き家バンク登録物件を購入する場合、購入経費の一部を補助する。 ・空き家購入事業：購入補助率1/5 限度額60万円（世帯員全員が満45歳未満の移住者は奨励額20万円加算）	限度額：60万円 奨励額：20万円 加算 補助率：1/5	企画課	0847-22-3206	○	
	老朽住宅除却等事業	安心・安全な町民生活の確保に資することを目的に、老朽住宅及び不良住宅（老朽及び不良基準を超える住宅）の除却工事費等に要する経費の一部を助成する。	限度額：100万円 補助率：8/10	建設課	0847-22-5309	○	
神石高原町	空き家及び住宅改修補助金交付事業	空き家バンク登録物件を購入したIUJ（移住）者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などが、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2（上限50万円まで）を補助する。	限度額：50万円	未来創造課	0847-89-3332	○	
	空家解体撤去事業補助金	空き家の解体を支援するため、解体撤去費用に対して事業費の1/3最高50万円を補助する。	限度額：50万円	建設課	0847-89-3338	○	
	子育て応援住宅等取得支援事業補助金	子育て世帯、新婚世帯、新規転入世帯、3世代同居・近居世帯が、町内に新たに住宅を取得（新築・購入）する場合、最高150万円を予算の範囲内で助成します。	限度額：150万円	未来創造課	0847-89-3332	○	

(資料) 県まとめ